

【記載例】

特定相談支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 **法人△△が開設する〇〇〇センター（以下「事業所」という。）が行う特定相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「従業者」という。）が、障害者（児）に対し、適正な事業を行うことを目的とする。

《各法人等で定める目的等を記載する》

(運営の方針)

- 第2条 事業に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、配慮して行うものとする。
- 2 事業の運営に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、自らその提供する指定特定相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 4 前3項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

《運営方針を記載する。》

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 〇〇〇センター
- (2) 所在地 東京都小金井市・・・・・・・・

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、指定特定相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 相談支援専門員 〇名
相談支援専門員は、障がい者（児）等からの基本的な相談、サービス等利用計画の作成等に関する業務を行う。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 ○曜日から○曜日 ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前○時から午後○時までとする。
- (3) サービス提供時間 上記営業時間の内、○時間とする。等

(指定特定相談支援の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

《事業の内容を記載する》

(例) 基本相談

障がい者(児)等からの基本的な相談

サービス利用支援(サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成等) 継続サービス等利用支援(モニタリング等)

- 2 法定代理受領を行わない指定特定相談支援を提供した際は、法第51条の17第2項の規定により算定された計画相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。
- 3 第8条に定める通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定特定相談支援を行う場合には、それに要した交通費は、その実額を徴収する。
- 4 前2項の費用の支払を受けた場合には、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。
- 5 第2項の費用の額に係る相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

《実費額を徴収することがある場合には記載する》

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

身体障害者(18歳未満の者を除く)

知的障害者(18歳未満の者を除く)

精神障害者(18歳未満の者を含む)

障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)

難病等対象者

《対象とする障害種類について記載する》

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、○○市、**市の区域とする。

(虐待の防止のための措置)

第9条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ市へ報告する。

《虐待防止に係る内容を記載する》

(例) 虐待防止委員会の設置等

従業者への研修の実施

虐待の防止等のための責任者の設置

(地域生活支援拠点等事業の機能を担う事業所)

第10条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)第二第3項」に規定する地域生活支援拠点の面的な体制として次の機能を担う。

(1) 相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに、地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握、登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受入・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障がい者を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

《該当する事業所は記載》

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後○カ月以内
 - (2) 継続研修 年○回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は**法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

《その他運営についての重要事項を記載する》

附 則

この規程は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。